平成３１年第１回柳津町議会定例会会議録

第１０日　平成３１年3月１５日（金曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

1番	岩 渕 清 幸	6番	小 林 功	9番	田 﨑 為 浩
2番	磯 目 泰 彦	7番	菊 地 正	１０番	鈴 木 吉 信
3番	伊 藤 純	8番	齋 藤 正 志	１１番	伊 藤 昭 一
5番	田 﨑 信 二				

２．欠席議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第 121 条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長	井 関 庄 一	建設課長	横 田 勝 則
副町長	矢 部 良 一	教育長	目 黒 健一郎
総務課長	角 田 弘	教育課長	横 井 伸 也
出納室長	新井田 理 恵	公民館長	天 野 美 穂
町民課長	金 子 佳 弘	保育班長	橋 本 千 恵
地域振興課長	菊 地 淳 一		

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	舩 木 慎 弥	主査	早 川 直 美

５．会議事件は次のとおりである。

日程第 1	報告第 1 号	予算特別委員会付託案件審査結果報告
日程第 2	議案第 1 号	やないづ町立齋藤清美術館非常勤の館長設置条例の制定について
日程第 3	議案第 2 号	柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 3 号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に

		ついて
日程第　５	議案第　４　号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　６	議案第　５　号	柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について
日程第　７	議案第　６　号	柳津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
日程第　８	議案第　７　号	柳津町頑張れ子育て応援金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　９	議案第　８　号	柳津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１０	議案第　９　号	柳津町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について
日程第１１	議案第１０号	柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について
日程第１２	議案第１１号	柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について
日程第１３	議案第１２号	柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について
日程第１４	議案第１３号	柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について
日程第１５	議案第１４号	柳津町観光休憩施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第１６	議案第１５号	柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について
日程第１７	議案第１６号	柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第１８	議案第１７号	柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
日程第１９	議案第１８号	柳津町地域活性化施設やないづふれあい館条例の一部を改正する条例について
日程第２０	議案第１９号	やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について
日程第２１	議案第２０号	やないづ町立斎藤清アトリエ館条例の一部を改正する条例について
日程第２２	議案第２１号	柳津町運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第２３	議案第２２号	柳津町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

日程第２４	議案第２３号	柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第２５	議案第２４号	柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について
日程第２６	議案第２５号	柳津町下水道条例の一部を改正する条例について
日程第２７	議案第２６号	柳津町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第２８	議案第２７号	町道路線の廃止について
日程第２９	議案第２８号	町道路線の認定について
日程第３０	報告第　１　号	専決処分の報告について
追加日程第１	議案第５１号	教育長の任命同意について

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◇　　　　　　◇　　　　　　◇

◎議案の審議

○議長

日程第１、報告第１号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、田﨑信二君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第１号

予算特別委員会付託案件審査結果報告

平成31年第１回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について３月８日、11日、12日の３日間、執行部より各主管課長等・班長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第４０号、平成３１年度柳津町一般会計予算、

議案第４１号、平成３１年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

議案第４２号、平成３１年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

議案第４３号、平成３１年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第４４号、平成３１年度柳津町介護保険特別会計予算、

議案第４５号、平成３１年度柳津町簡易水道事業特別会計予算、

議案第４６号、平成３１年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

議案第４７号、平成３１年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算、

議案第４８号、平成３１年度柳津町下水道事業特別会計予算、

議案第４９号、平成３１年度柳津町簡易排水事業特別会計予算、

議案第５０号、平成３１年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算については、原案どお

り可決すべきものと決定しました。

なお、意見として別紙のとおり報告いたします。

平成３１年3月１５日

柳津町議会予算特別委員会

委員長　　田　﨑　信　二

柳津町議会議長　伊　藤　昭　一　殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの予算特別委員会委員長報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第４０号「平成３１年度柳津町一般会計予算」、議案第４１号「平成３１年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第４２号「平成３１年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第４３号「平成３１年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第４４号「平成３１年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第４５号「平成３１年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第４６号「平成３１年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第４７号「平成３１年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第４８号「平成３１年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第４９号「平成３１年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第５０号「平成３１年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」については、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

◇　　　　◇　　　　◇

○議長

日程第２、議案第１号「やないづ町立齋藤清美術館非常勤の館長設置条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

議案第１号「やないづ町立齋藤清美術館非常勤の館長設置条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年４月からやないづ町立齋藤清美術館に非常勤の館長を設置したいので、新たに制定するものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第１号について補足説明をさせていただきます。

２ページをごらん願います。

やないづ町立齋藤清美術館非常勤の館長設置条例について説明申し上げます。

当該条例につきましては、美術館業務の質の向上を図り、他の館との連携を深めることで美術館全体の向上を目指すため、専門的な知識や経験を持つ者を齋藤清美術館の非常勤の館長として置くものでございます。

第１条におきましては、やないづ町立齋藤清美術館条例第13条に規定する館長のほかに、非常勤特別職で名誉館長としてその者を置くことを規定しております。

第２条におきましては、地方公務員法第３条第３項第３号の規定に基づく特別職の職員とすることを規定しております。

第３条におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第１項の規定により、教育長の命によりやないづ町立齋藤清美術館条例施行規則第14条第１項に規定する職務を行うことを規定しております。

第４条第１項におきましては、美術館に関する識見を持ち、かつ美術館の運営に関する専門的な事項について知識と経験がある者で、地方公務員法第16条の規定に値する者に該当しない者のうちから教育委員会が委嘱することを規定しております。

同条第２項におきましては、委嘱の期間を委嘱の日から１年以内と規定し、なお、教育長が必要と認めた場合には再任用することができることを規定しております。

第５条におきましては、勤務を要する日で１カ月に２日以内とし、１日の勤務時間は７時間45分以内と規定し、なお、教育長が特に必要と認めるときには１年間を一定の期間として

勤務時間を配分することができることを規定しております。

第６条は２ページから３ページになります。第６条におきましては、各号において職務の遂行に当たって遵守しなければならないことについて規定しております。

第７条第１項におきましては、１時間当たりの報酬を7,000円と規定し、同条第２項では支払期日を規定しております。

第８条第１項におきましては、移動に要する費用弁償について規定し、同条第２項では、公務出張の場合においては柳津町の職員等の旅費に関する条例の定めるところにより支給することを規定しております。

第９条におきましては、各号における離職に該当する内容について規定し、該当する場合には離職することを規定しております。

第10条におきましては、公務上の災害や通勤による災害に対し市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところにより補償することを規定しております。

第11条におきましては、この条例に定めのないものについての必要な事項は教育長が別に定めることができることを規定しております。

４ページの附則につきましては、この条例の施行日について規定しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

１番、岩渕清幸君。

○１番

おはようございます。

昨年９月の議会で私が提案したことでもあるので、一応発案者というか提案した者として二、三の点について質問させていただきます。

１つは、かなりある程度高額なお金がかかるということでもあり、費用対効果という点で、きのうも説明いただきましたが、もう一度説明をお願いしたいことが１つ。

それから、もう一つ、費用対効果とまた関連もするんでしょうが、齋藤清美術館がどういうふうに今後変わっていくと期待しているのかが１つ。

それからもう一つは、入館者の増にどういうふうに寄与していただけるものなのかというふうに思うわけですが、その点についての答弁をお願いします。教育長になろうかと思いま

すが。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長

おはようございます。

美術館の館長の件につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、その館長を招くことによりまして効果として考えられることにつきましては、１点目は、他館との協力体制をさらに広げ、内容を充実させることができることが期待できると思います。現在、予定しております館長候補者につきましては、この規定の中にも条件がありますように、美術館業務の経験を有する者、しかも、今該当として考えている方は議会等にも出席をされて運営についていろいろ質疑を受けているという経験をお持ちであります。そういったことも含め、美術館業務の専門的な事項について大変詳しいというふうに考えておりますので、今ほど申し上げましたように他館との連携・協力の拡大・強化・充実というものができるとともに、館運営について日常の学芸業務、質的な向上について適切なアドバイスがもらえるものというふうに考えております。

その効果としては、やはり齋藤清美術館が他館と区別化できるような特色をしっかり持った美術館として今後成長していけるということを期待しております。

今、お話がありましたけれども、変わっていくということと効果といったことがかぶっているかと思いますので、１番目、２番目のご質問ということでお答えとしたいと思います。

入館者の増ということでありますが、これにつきましては、やはりいろいろな要素がございます。過去の我々の試みの中で、やはり入館者が多かった展覧会等の分析をいたしますと、斎藤清の新たな側面を発見できるような切り込み方、これは学芸業務の質の進化ということにかかわるかと思いますけれども、そういったことによって新たな斎藤清をお見せするという点で入館者の増を見込んでおります。

また、入館者の人数ということにつきましては、館の運営が地元柳津の各機関との間の連携としてどのように上手に組み立てられるかということも影響してくるかと思います。冬まつり等では、無料入館でございましたけれども、２日間で600人を超す方に入館していただいたという事実もございます。そういった点で美術館の質的なもの、美術館独特のそういった環境整備を図りながら、他館、それから他団体、そういったものとの協力体制を構築して

いくことによって入館者増を見込んでいるというところでございます。

○議長

１番、岩渕清幸君。

○１番

了解です。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１号「やないづ町立齋藤清美術館非常勤の館長設置条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　◇　　　　　◇

○議長

日程第３、議案第２号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、県の人事委員会の勧告に伴い、柳津町議会議員の期末手当について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第２号に対しまして補足してご説明申し上げます。

６ページをお開きください。

柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

本改正につきましては、県に準拠して0.05％を引き上げるという考え方でございます。なお、あわせまして６月期、12月期の支給月を平準化するという考え方で、支給率を同率にするという考え方で今回提案をさせていただきます。

第５条第２項中「100分の155」を「100分の162.5」に、これが６月期です。12月期が「100分の165」を「100分の162.5」に改めるという部分で、トータルとして0.05の引き上げとなっております。100分の５が引き上げとなっております。

この条例の施行については、平成31年４月１日から施行するという条例でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　◇　　　◇

○議長

日程第４、議案第３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、県の人事委員会の勧告に伴い、町長等の期末手当について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第３号町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明を申し上げます。

８ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましても、先ほどご説明申し上げました柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と同様の変更内容となっております。期末手当の率を100分の５上げまして、それを６月期、12月期の支払月の平準化を図るという考え方でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　　　◇　　　　　　　◇

○議長

日程第５、議案第４号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、県の人事委員会の勧告による通勤手当の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第４号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

本改正につきましては、職員の通勤手当につきまして県に準拠して改正するものでございます。

10ページをお開きください。

第12条第２項第２号中「４万6,300円」を「５万9,900円」に改めるということでございますが、これにつきましては通勤手当の限度額を改正するものでございます。なお、今回大幅

に改定がされたことにつきましては、今までは上限を85キロ以上という形で定義をしておりましたが、それを95キロ以上という部分で３つの区分が追加されたという形になりましたので、最大95キロ以上が今回の通勤距離の対象となるというふうになりましたので、その分として５万9,900円まで改正がされたというところでございます。

なお、本条例の施行につきましては、４月１日から施行とするものでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　◇　　　　　◇

○議長

日程第６、議案第５号「柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第５号「柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いを

いたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第５号柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

別表中「1,330円」を「1,350円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「1,020円」を「1,030円」に改めるという形でございますが、これは交流センターの各部屋等の使用料につきまして、平成31年10月１日施行予定であります消費税につきまして、現行までは100分の108、それを100分の110という形で計算し10月１日から施行したいという考え方で提案をさせていただくものでございます。

なお、附則につきましては、ただし書きといたしまして、消費税率に関する消費税法の一部を改正する法律が実施された場合について適用するという部分で附則として書かせていただいております。今後、消費税に伴います使用料等の改正につきましては、全て同様の附則の書き方としておりますので、これにつきましては、以降につきましてご説明については省かせていただきたいという考え方でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第５号「柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

日程第７、議案第６号「柳津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第６号「柳津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第６号柳津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

14ページにつきましては、行政財産を算定する上におきまして消費税を勘案することになっております。そこで、100分の108となっておりますのは現行の消費税、それを100分の110という部分で10月１日以降につきましてはこの計算式で実施していきたいという考え方で提案させていただくものでございます。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第６号「柳津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　◇　　　　　◇

○議長

日程第８、議案第７号「柳津町頑張れ子育て応援金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７号「柳津町頑張れ子育て応援金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、子育て家庭の支援を充実させるため、新生児出産時の祝金について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

おはようございます。

議案第７号柳津町頑張れ子育て応援金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明申し上げます。

16ページをお開きください。

現在、住民の方が新生児を出産したときに７万円を商品券で配っているところでございま

す。それにつきましては、次のように改正したいと考えております。

第２条第１項第１号中「７万円」を削り、同号に次のように加える。

ア　第１子10万円、イ　第２子20万円、ウ　第３子以降30万円を支給するものでございます。

第２条第２項につきましては、次のただし書きを加えるということで、ただし、前項第１号で定める額につきましては、現金で半額、商品券で半額を支給するものでございます。

この条例は、平成31年４月１日から施行し、同日以後の出生児に適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第７号「柳津町頑張れ子育て応援金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　◇　　　　　◇

○議長

日程第９、議案第８号「柳津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第８号「柳津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第８号柳津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明申し上げます。

18ページをお開きください。

第２条の表ひとり親家庭の項を次のように改めるということで、第８号に「父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第１項の規定による命令を受けた児童」を追加するものでございます。これは、配偶者からの暴力、ドメスティックバイオレンス、ＤＶで裁判所からの保護命令が出された場合が加わりました。

19ページをお開きください。

第３条第３項第４号中ということでございますが、これはひとり親家庭の医療費助成事業の所得制限適用期間につきましては、児童扶養手当と同様に期間が現行８月から７月までとなっているところでございますが、児童扶養手当法による支給制限適用期間が11月から翌年の10月までに改正されることに伴いまして、同様に改正するものでございます。

また、同項第５号中「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改めるものでございます。

この条例は、平成31年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第８号「柳津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　　◇　　　　　　◇

○議長

日程第１０、議案第９号「柳津町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第９号「柳津町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町における敬老祝金支給対象者の現状などを鑑み、敬老祝金の支給対象者年齢を見直す所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第９号柳津町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

柳津町敬老祝金の支給対象につきましては、９月15日現在、78歳以上の方に支給している状況でございます。その年齢をことしの４月１日から79歳以上に改めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第９号「柳津町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　　◇　　　　　　◇

○議長

日程第１１、議案第１０号「柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１０号「柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第10号柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例につきまして、補足し

て説明申し上げます。

23ページをお開きください。

この条例は、平成31年10月から施行されます消費税に関する消費税の一部を改正する法律が実施された場合限りの適用でございます。今現在、別紙娯楽室１ということで、４時間以上利用する場合の基本料金を「3,290円」を「3,350円」に改め、同娯楽室２の項目につきましても「2,460円」を「2,500円」に改め、同表研修室の項目「1,230円」を「1,250円」に改め、同表多目的ホールの項目「6,170円」を「6,280円」に、さらに追加１時間増すごとに「770円」を「780円」に改め、同表入湯料の項目、これは回数券でございますが、「3,080円」を「3,130円」に、回数券、子供の場合、「2,050円」を「2,080円」、町民パスポート券ということで１カ月入る分等でございますが、「5,140円」を「5,230円」に改めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１０号「柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　　◇　　　　　　◇

○議長

日程第１２、議案第１１号「柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１１号「柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

おはようございます。

議案第11号柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

25ページをお開きください。

本改正につきましては、消費税率が10月から10％となる予定でありますことから、つきみが丘町民センターの宿泊料等の利用料金を改正するものであります。

別表宿泊料の項中「4,420」を「4,500」に改め、同表中「4,110」を「4,180」に改め、同表宿泊料の項中「2,880」を「2,930」に改め、同表中「1,540」を「1,560」に、「2,050」を「2,080」に改め、同表入湯料の項中「3,080」を「3,130」に、「2,050」を「2,080」に、「5,140」を「5,230」に改めるものでございます。

なお、附則としまして、平成31年10月１日から施行するものでありますが、消費税率に関する消費税法の一部を改正する法律が実施された場合に限り適用するものでございます。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１１号「柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　　◇　　　　　　◇

○議長

日程第１３、議案第１２号「柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１２号「柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

議案第12号柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

27ページをお開きください。

本改正につきましても、消費税率が10月から10％になる予定でありますことから、西山温泉山村公園の利用料金を改正するものでございます。

別表中「1,020」を「1,030」に、「1,540」を「1,560」に改め、同表入湯料の項中「3,080」を「3,130」に、「2,050」を「2,080」に、「5,140」を「5,230」に改めるもので

ございます。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１２号「柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　◇　　　　　◇

○議長

日程第１４、議案第１３号「柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１３号「柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

議案第13号柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

29ページをお開きください。

本改正につきましても、消費税率が10月から10％となる予定でありますことから、観光物産館の利用料金を改正するものでございます。

別表会議室の項及び研修室（和室）の項中「1,020」を「1,030」に改めるものでございます。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１３号「柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　◇　　　　　◇

○議長

日程第１５、議案第１４号「柳津町観光休憩施設設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１４号「柳津町観光休憩施設設置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町観光休憩施設内における縄文館の利用料金の無料化及び縄文土器等製作体験室の名称変更並びに利用料金の設定について、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

議案第14号柳津町観光休憩施設設置条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

31ページをお開きください。

本改正につきましては、縄文館の利用料金につきましては、東日本大震災以降無料としており、今後も多くの方に利用していただき町の歴史を知っていただく機会をふやすことを目的に引き続き無料とし、玄関入り口右側にございます縄文土器等製作体験室でありますが、現在は赤べこの絵つけなどの利用となっていることから「研修・体験室」としまして利用料金を新たに設け、指定管理者の収入とすることにより安定した施設管理運営を行うため、文言及び別表を改正するものでございます。

第５条第１項中「縄文土器等製作体験室」を「研修・体験室」に改める。

別表を次のように改めるということで、研修・体験室の利用料金を1,100円とするものでございます。

なお、備考としまして１、料金の算定時間は１時間とします。２として、営業行為の場合は、当該利用料金の２倍とするものでございます。

また、附則としまして、周知期間も必要でありますことなどから平成31年10月１日から施行するものでございます。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１４号「柳津町観光休憩施設設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　◇　　　　　◇

○議長

日程第１６、議案第１５号「柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１５号「柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

議案第15号柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

33ページをお開きください。

本改正につきましては、消費税率が10月から10%となる予定でありますことから、森林公園の利用料金を改正するものであります。

別表オートキャンプ場の項中「2,670」を「2,710」に改め、同表キャンプ利用料の項中

「1,020」を「1,030」に改め、同表テントの項中「1,230」を「1,250」に改め、同表体験館２階占有料の項中「3,080」を「3,130」に改め、同表体験館占有料の項中「20,570」を「20,950」に改めるものでございます。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１５号「柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　◇　　　　◇

○議長

ここで暫時休議します。

再開を11時15分といたします。（午前１１時０１分）

○議長

議事を再開します。（午前１１時１５分）

◇　　　　◇　　　　◇

○議長

日程第１７、議案第１６号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１６号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」提案理由の説

明をいたします。

本案は、平成31年10月から消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第16号柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

35ページをお開きください。

柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

柳津町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものであります。

第２条第２項中「1.08」を「1.1」に改める。これにつきましては、占用料の額が100円に満たない場合に、その額に課される消費税率の改正であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１６号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

日程第１８、議案第１７号「柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１７号「柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第17号について、補足説明をさせていただきます。

37ページをごらん願います。

当該条例におきましては、平成31年10月１日施行予定の消費税率に関する消費税法の一部を改正する法律が実施される予定に伴い、柳津町公立学校施設使用料条例の一部を次のように改正するものであります。

別表をごらんください。

表中、使用料１時間当たりですが、変更となるものにつきましては、町立小中学校屋内運動場の全面、通常料金で現行610円から620円に、照明使用時料金で現行820円から830円に、町立小中学校屋外運動場、全部、通常料金で現行610円から620円となります。なお、消費税率を勘案した上でも使用料金に変更が生じないものが表内にはございます。

備考につきましては、変更はございません。

附則におきましては、この条例の施行日について規定しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長

　これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

　これで質疑を終わります。

　お諮りいたします。

　議案第１７号「柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

　異議なきものと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　　◇　　　　　　◇

○議長

　日程第１９、議案第１８号「柳津町地域活性化施設やないづふれあい館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　提案者に提案理由の説明を求めます。

　町長。

○町長（登壇）

　議案第１８号「柳津町地域活性化施設やないづふれあい館条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものでございます。

　なお、詳細につきましては、公民館長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

　補足説明を求めます。

　公民館長。

○公民館長（登壇）

　おはようございます。

それでは、柳津町地域活性化施設やないづふれあい館条例の一部を改正する条例について、補足して説明をいたします。

39ページをごらんください。

10月からの消費税の増税に伴いまして、柳津町地域活性化施設やないづふれあい館の多目的ホール、会議室、和室、調理実習室、農産物等展示室における１回当たり４時間の料金について別表のように改正するものでございます。

よろしくお願いいたします。

〇議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

〇議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１８号「柳津町地域活性化施設やないづふれあい館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

〇議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　◇　　　◇

〇議長

日程第２０、議案第１９号「やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（登壇）

議案第１９号「やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、年間観覧料の追加及び平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第19号について、補足説明をさせていただきます。

41ページをごらん願います。

当該条例におきましては、齋藤清美術館の年間観覧料を新たに追加導入するもので、このことにより入館料の増収と固定来館者の拡大につなげていくものであります。

また、平成31年10月１日施行予定の消費税率に関する消費税法の一部を改正する法律が実施される予定に伴い、やないづ町立齋藤清美術館条例の入館料の一部を次のように改正するものでございます。

別表第１中「観覧料をいう。」を「観覧料をいい、「年間観覧料」とあるのは、常設展示品及び特別の企画による展示品について発行日より１年間観覧できるものをいう。」に改めるものであります。

また、別表第２多目的コーナーの項午前９時から正午までの欄中「1,540円」を「1,560円」に改め、同項正午から午後４時30分までの欄中「2,050円」を「2,080円」に改め、同項午前９時から午後４時30分までの欄中「3,600円」を「3,660円」に改めるものであります。

附則におきましては、この条例の施行日について規定しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１９号「やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　　　　◇　　　　　　　　◇

○議長

日程第２１、議案第２０号「やないづ町立斎藤清アトリエ館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２０号「やないづ町立斎藤清アトリエ館条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第20号について、補足説明をさせていただきます。

43ページをごらん願います。

当該条例におきましては、平成31年10月１日施行予定の消費税率に関する消費税法の一部を改正する法律が実施される予定に伴い、やないづ町立斎藤清アトリエ館条例の一部を次のように改正するものであります。

別表第１町民ギャラリーの項午前９時から午後９時までの欄中「1,540円」を「1,560円」に改めるものであります。

附則におきましては、この条例の施行日について規定しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２０号「やないづ町立斎藤清アトリエ館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　　◇　　　　　　◇

○議長

日程第２２、議案第２１号「柳津町運動公園条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２１号「柳津町運動公園条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、公民館長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

公民館長。

○公民館長（登壇）

柳津町運動公園条例の一部を改正する条例について、補足して説明をいたします。

46ページ、47ページをごらんください。

10月からの消費税増税に伴いまして、柳津町の運動公園の体育館及び第２体育館、艇庫、水泳プール、庭球場、球場について、使用料を別表のとおり区分に応じて改正するものでございます。

なお、あわせまして、水泳プールについては、これまで町内の小中学生も有料とされておりましたが、積極的にプールについても体力づくりのために活用していただきたいということから、47ページ上段になります②項「町内小中学生は無料とする」を加えたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２１号「柳津町運動公園条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　◇　　　　　◇

○議長

日程第２３、議案第２２号「柳津町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２２号「柳津町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第22号柳津町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明申し上げます。

49ページをお開きください。

第２条第２項第１号につきましては、普通診断書料、最初の１通につき「1,080円」を「1,100円」に、２通目からは１通増すごとに「540円」を「550円」に改めるものでございます。同項第２号中とは、特殊診断書料でございます。同じように、最初の１通につきましては「3,240円」を「3,300円」に、さらに２通目からは１通増すごとに「1,080円」を「1,100円」に改めるものでございます。

この条例は、平成31年10月１日から施行する。ただし、消費税率に関する消費税法の一部を改正する法律が実施された場合に限り適用する。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２２号「柳津町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　◇　　　　　◇

○議長

日程第２４、議案第２３号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２３号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正行うものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第23号柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

51ページをお開きください。

柳津町簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「８万6,400円」を「８万8,800円」に改める。これにつきましては、加入金にかかわる改正であります。

第23条中「100分の108」を「100分の110」に改める。これは使用料にかかわる消費税の改正であります。

施行期日といたしまして、２項でありますが、施行日前から継続して給水している水道の使用料で施行日前から平成31年10月31日までの間に料金支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例によるということでありまして、使用料について10月31日までの使用料については、従前の消費税率で算定した額とするものであります。これにつきましては第25条まで同様ですので、説明を省略させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長

建設課長、ただいまの説明の中で、第５条第２項中「８万6,400円」を「８万8,600円」なのか、「８万8,000円」なのか、確認します。

○建設課長

済みません。「８万8,000円」であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２３号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　◇　　　　　◇

○議長

日程第２５、議案第２４号「柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２４号「柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第24号柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

53ページをお開きください。

柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「1.08」を「1.10」に改める。これにつきましては、使用料の改正であります。

第10条第１項中「172,800円」を「176,000円」に改める。これにつきましては、加入金の改正であります。

第11条中「10,800円」を「11,000円」に改める。これにつきましては、指定小売店の登録手数料であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２４号「柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　◇　◇

○議長

日程第２６、議案第２５号「柳津町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題と

いたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２５号「柳津町下水道条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年10月からの消費税率の引き上げが予定されていることに伴う、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第25号柳津町下水道条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

55ページをお開きください。

柳津町下水道条例の一部を次のように改正する。

第19条第１項中「1.08」を「1.10」に改める。これにつきましては、使用料の算定にかかわる部分であります。

第21条第１項第１号中「10,800円」を「11,000円」に改める。これにつきましては、排水設備指定工事店の指定手数料であります。同項第２号中「5,400円」を「5,500円」に改める。これにつきましては、指定工事店の更新手数料にかかわる改正であります。

第22条第１項中「172,800円」を「176,000円」に改める。これにつきましては、加入金についてであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２５号「柳津町下水道条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　◇　　　◇

○議長

日程第２７、議案第２６号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２６号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、過疎地域自立促進計画の変更に伴い、提案をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第26号柳津町過疎地域自立促進計画の変更につきまして、補足してご説明申し上げます。

57ページをお開きください。

今現在、過疎計画の中で32年までの計画となっておりますが、その計画の中に新たに今回交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ということで、モバイル通信ネットワーク維持管理事業という部分でソフト事業の部分でございますが、それを追加したいという考

え方でございます。

続いて、次のページをお開きください。

区分といたしまして、その他地域の自立促進に関し必要な事項というところでございますが、その中で現状と問題点並びにその対策の中に「地域住民の利便性の向上を図ると共に、」という文言を追加したい。それによって行う事業といたしまして、一番下のほうにございますが、西山地域公共施設再編事業というものを今後過疎計画の中に取り入れて過疎債等を使えるようにしていきたいという考え方でございます。

59、60ページにつきましては、それに対する補足的な説明、参考資料となっております。ちなみに、60ページになりますが、総額といたしまして、変更前が72億5,661万3,000円の概算事業費でございますが、それを80億3,263万5,000円という部分で概算事業費を見込むところでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２６号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　◇　　　◇

○議長

日程第２８、議案第２７号「町道路線の廃止について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２７号「町道路線の廃止について」提案理由の説明をいたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の廃止について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第27号町道路線の廃止について、補足してご説明申し上げます。

道路法第10条第３項の規定により、別紙のとおり廃止するものとする条例であります。

次のページをごらんください。

町道廃止調書。

路線番号1042、根柄巻谷地線、起点が大字細八字根柄巻乙37です。終点、大字細八字根柄巻乙12。道路幅員3.0から4.6。道路の延長につきましては、371.8メーター。道路実延長371.8であります。

次に、路線番号1257号、細八下平団地４号線であります。起点が大字細八字根柄巻138－41、終点、大字細八字下平76－26であります。幅員につきましては6.0から15.9で、道路の延長192.8メーター、道路実延長としまして183.3メーターであります。

次のページをごらんください。

左側に旗上げがしてありますが、1042号につきまして、国道から農地の区間までの幅員構成が違うものでありまして、一旦廃止して新認定するものであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

町道1042号線から国道接続部より1257号までですが、一体で整備したものであり、一旦廃止して新認定するものであります。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２７号「町道路線の廃止について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　◇　　　　　◇

○議長

日程第２９、議案第２８号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２８号「町道路線の認定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の認定について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第28号町道路線の認定について、補足してご説明申し上げます。

次のページをごらんください。

町道認定調書であります。

路線番号1042号、根柄巻谷地線、大字細八根柄巻33－１、終点が大字細八字根柄巻12であります。道路幅員につきましては3.0から4.7メーター、道路の延長219.3メーター、実延長219.3メーターであります。

次に、1257号、根柄巻下平団地線、大字細八字根柄巻37、大字細八字下平76－26。幅員につきましては、5.0から15.9であります。道路の延長433.8メーター、道路実延長424.3メーターであります。

路線番号3101号線です。琵琶首居平２号線、大字琵琶首字居平247、大字琵琶首字居平33、幅員が4.2から5.5、道路延長171.8、実延長171.8であります。

次のページをごらんください。

1042号線につきましては、接続する幅員が違うためにこの区間から新たに新認定するものであります。

次のページ、1257号線でありますが、1257号線は宅地造成時につくられたものでありますので、終点まで新認定したいということであります。

次のページでありますけれども、新たに道路として認定するものであります。工事に伴う認定であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２８号「町道路線の認定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　　　　　◇　　　　　　◇

○議長

日程第３０、報告第１号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第１号「専決処分の報告について」ご説明をいたします。

本報告は、平成30年９月22日、柳津町大字柳津字門前町地内において発生した事故につい

て、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせます。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

専決第１号和解について、補足してご説明申し上げます。

１、和解の相手方　住所　福島県河沼郡柳津町大字柳津字下原道東上甲604番地

氏名　金子平三郎

２、事故の概要　平成30年９月22日、柳津町字門前町地内の町道門前柳ヶ丘線上において、金子平三郎氏の軽自動車が転落防止柵に追突し破損させたものであります。金額については、５万7,800円相当であります。

３、和解の内容につきましては、相手方は、町が管理する道路施設等について事故に起因する損傷物の原状復旧相当額を町に支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇　　　　　　◇　　　　　　◇

○議長

お諮りいたします。

本議会の各常任委員会は、４月から５月に所管事務調査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、ただいまのとおり決定いたしました。

◇　　　　　　◇　　　　　　◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、追加日程第１、議案第５１号「教育長の任命同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第５１号「教育長の任命同意について」提案理由の説明をいたします。

本案は、教育長の目黒健一郎氏から平成31年３月31日をもって退職したい旨の申し出がありましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、新たに教育長を町長が任命する必要があることから提案をするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

◇　　　　　　　　◇　　　　　　　　◇

○議長

では、暫時休議します。（午後０時０２分）

○議長

議事を再開いたします。（午後０時０４分）

◇　　　　　　　　◇　　　　　　　　◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、住所、福島県会津若松市町北町大字上荒久田字古屋敷56番地の７、氏名、神田順一、生年月日、昭和32年11月29日生まれの任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、神田順一氏の任期につきましては、同法第５条第１項により、前任者の残任期間と

し平成31年９月30日までとするものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第５１号「教育長の任命同意について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

◇　　　◇　　　◇

○議長

暫時休議をいたします。（午後０時０５分）

○議長

それでは、再開いたします。（午後０時０６分）

◇　　　◇　　　◇

○議長

ここで、先ほど同意決定いたしました神田順一氏がお見えになっておりますので、ご挨拶をいただきます。

神田順一君。

○新教育長

ただいまご指名を受けました神田順一です。微力ではありますが、これまでに築いてこられた柳津町の教育行政の成果を踏まえ、その充実発展のために奮励努力いたす所存ですので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長

ありがとうございました。神田教育長には、今の挨拶のとおり柳津町の学校教育の充実発展、そして、社会教育の推進にご尽力くださるよう、よろしくお願いを申し上げます。

◇　　　◇　　　◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成31年第１回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議まことにご苦労さまでございました。（午後０時０８分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会　　議　長　　伊　藤　昭　一

同　　　　　　議　員　　田　﨑　信　二

同　　　　　　議　員　　小　林　　　功

同　　　　　　議　員　　菊　地　　　正